

2020年3月2日

新型コロナウイルスへの3月中の対応について（追加）

日本公認会計士協会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に対して、本会として次の追加措置を行うことといたしました。

3月13日（金）までは緊急措置期間として次の追加措置を実施

1. 委員会の原則延期
 - ✓ この期間に開催予定の会議体で延期が困難なものを除き延期する。
 - ✓ 開催する場合においても、リモート参加できるよう電話会議システム又はスカイプ（Microsoft Teams）を活用する。
2. 海外・国内出張の抑制
 - ✓ この期間の出張は、原則延期する。
3. スタッフの時差出勤・在宅勤務の計画的実施
 - ✓ 可能な限り、時差出勤を行うほか、在宅で業務遂行が可能なスタッフについては在宅勤務とする。
 - ✓ 各グループにて、時差在宅勤務表を作成し、計画的に実施する。

3月中の措置の追加

4. 来館者に陽性反応が出た場合の対応
 - ✓ 来館者（地域会を含む）が来館後に陽性反応が出た場合には、協会に連絡していただくようお願いする。
5. 継続的専門研修（CPE）での対応
 - ✓ 申告期限を1か月延長して5月15日とする（履修期間の3月31日は変更なし）。
 - ✓ eラーニング視聴料を3月1日以降無料とする。
6. 学校の休止に伴う措置
 - ✓ 学校の休止に伴い子供の世話などが必要となるスタッフは、在宅勤務又は特別休暇とする。

以上